

令和 5 年度長崎地域農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

長崎市の農業は、経営規模が零細で耕地は分散し、その大半は急傾斜の山腹に階段状に展開しており、作業を行なうには大変厳しい条件となっている。

長崎市の農家戸数は、令和 2 年時点において 2,343 戸で、そのうち販売農家数は 921 戸（全体に占める割合 39.3%）、自給的農家数は 1,422 戸（同 60.7%）となっており、構成比を全国や長崎県と対比すると、自給的農家の割合が高い傾向にある。

農家の高齢化率も上昇傾向にあり（R2 時点：64.6%）、今後もこの傾向は続いていくものと考えられる。また、過去 3 年（H30～R2）の新規就者については、50 歳以上での就農が約 5 割を占めているため、多様な担い手確保に向けた対策と就農者の育成・定着のための支援体制の確立が求められている。

令和 2 年時点の総農家が経営する耕地面積は 869ha で、平成 22 年と比較すると 500ha（36.5%）減少している。一方、耕作放棄地面積は長崎市農業委員会が実施した令和 2 年度利用状況調査結果において 3,140ha となっており、管内地 5826.2ha に占める割合は全体の 50%を超える状況となっている。このため、効果的な耕作放棄地の活用推進や増加防止対策の推進が求められている。

営農形態としては、①みかん・びわを主体とした果樹経営、②ほうれんそう、すいか、かんしょ等を主体とした野菜経営、③いちご、ミニトマト、アスパラガス、きゅうり等を主体とした施設野菜経営、④花き、花木類による近郊園芸経営、⑤肉用牛、豚、鶏を主体とした畜産経営に大別され、米の依存度は低く、地形的にも平坦地に乏しく中山間の傾斜地がほとんどであることから、一戸当たりの経営面積は非常に小規模である。

近年、主食用米の需要に応じた生産により地域の土地条件に適合した転作作物が定着し、栽培技術の向上及び生産の拡大が図られてきている。このような中、今後も安定した水田を活用した農業を図るため、生産者や関係機関との連携を取りながら、①実需者のニーズに応じた生産・販売計画の策定、②農業担い手の育成と土地利用集積の推進、③地域組織の育成・強化促進等の取り組みを展開していく。

2 高収益作物の導入や転作作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

長崎市の農業は、経営規模が零細で耕地は分散し、その大半は急傾斜の山腹に階段状に展開しているため、施設強化や省力化設備導入を図りながら、市場での価格が安定しているいちごや、単位面積当たりの収益性の高いトマト、アスパラガス、冠婚葬祭等、市場で安定した需要がある花きについて、産地交付金を活用し、収益性・付加価値の向上に向け、規模拡大を目指して産地の振興を図る。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

長崎市は斜面地が多く、また農家の高齢化等により、今後、水稻を作付けする見込みのない農地が増える可能性がある。このため、水田の畑地化整備を検討し、水田を活用した農業者の所得向上や水田農業の維持・発展を図るため、水稻から高収益作物への転換を推進する。

また、水稻共済加入申込書での確認および農業委員会との連携によって、水田の作付状況等を確認し、畑地化を含めた活用方法について、協議・検討を行う。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

長崎市の水田については、水稻の作付規模が小さく、一部を除いては中山間の傾斜地にあるため、後継者不足・高齢化が進み、水稻作付農家の6割超が60才以上で、飯米農家である。

このため、担い手になり得る農業者がいないのが現状ではあるが、水田を活用した農業の推進を図るうえからも、認定農業者と一定規模以上の作物作付に取り組む者を担い手として位置付け、安定的な水田経営を推進する。

また、外海地区においては、棚田オーナー制度やグリーンツーリズム等の都市農村交流による水田の活用を図っていく。

(2) 非主食用米

ア 飼料用米

多収品種として、今後農家所得の向上などに繋がることが想定されることから、推進を図っていく。

(3) 麦、大豆、飼料作物

長崎市の麦、大豆、飼料作物の作付については、現状では小規模であるが、水資源に乏しい圃場での作付の推進を図っていく。

(4) そば、なたね

長崎市のそば・なたねの作付については、現状では非常に小規模であるが、水資源に乏しい圃場での作付の推進を図っていく。

(5) 高収益作物

長崎市では零細で従事者も高齢化が進んでおり、農産物直売所の増加により水田を活用した作付が多く、地産地消の推進と併せて、継続して生産支援を行う。

5 作物ごとの作付予定面積等

～

8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の 作付予定面積等		令和5年度の 作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	93	0	91.8	0	91.8	0
備蓄米	0	0	0	0	0	0
飼料用米	0	0	0	0	0	0
米粉用米	0	0	0	0	0	0
新市場開拓用米	0	0	0	0	0	0
WCS用稲	0	0	0	0	0	0
加工用米	0	0	0	0	0	0
麦	0	0	0	0	0	0
大豆	0.3	0	0.3	0	0.3	0
飼料作物	1.4	0	1.4	0	1.4	0
・子実用とうもろこし	0	0	0	0	0	0
そば	0	0	0	0	0	0
なたね	0.1	0	0.1	0	0.1	0
地力増進作物	0	0	0	0	0	0
高収益作物	77.4	0	77.2	0	77.2	0
・野菜	57	0	56.9	0	56.9	0
・花き・花木	17.6	0	17.6	0	17.6	0
・果樹	2.8	0	2.7	0	2.7	0
・その他の高収益作物	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
・〇〇	0	0	0	0	0	0
畑地化	0	0	0	0	0	0

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	いちご・アスパラガス・ト マト（ミニトマトを含 む）・花き	地域振興作物への支援 （基幹）	いちご・アスパラガス・ トマト（ミニトマトを含 む）・花きにかかる栽培 面積（ha）	（R4年度）28.2	（R5年度）31.0
2	基幹作の野菜、花木等	一般の転作作物への支 援 （基幹）	いちご・アスパラガス・ トマト（ミニトマトを含 む）・花き以外の基幹作 物の栽培面積（ha）	（R4年度）49.4	（R5年度）49.5
3	そば・なたね	そば・なたねへの支援 （基幹）	そば・なたねの基幹作 物の栽培面積（ha）	（R4年度）0.1	（R5年度）0.2

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:

協議会名:長崎地域農業再生協議会

整理 番号	使 途 ※1	作 期 等 ※2	単 価 (円/10a)	対 象 作 物 ※3	取 組 要 件 等 ※4
1	地域振興作物への支援	1	23,000	いちご・アスパラガス・トマト・花き	作付面積に応じて支援
2	一般の転作作物への支援	1	14,000	別紙のとおり	作付面積に応じて支援
3	そば・なたねへの支援	1	20,000	そば・なたね	作付面積に応じて支援

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。